

千葉市農業経営基盤の強化の促進 に関する基本的な構想

令和 5 年 9 月

千 葉 市

目次

I	千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の趣旨	1
1	基本構想策定の目的	1
2	基本構想の策定方法及び策定体制	1
II	基本構想の内容	3
第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
1	農業経営基盤の強化の基本的な推進方向	3
2	効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向	5
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	8
4	優良農地を確保するための基本的な方向	9
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	10
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	23
第4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	29
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	29
2	市内の関係機関との役割分担・連携の考え方	31
3	市が主体的に行う就農等促進のための取組	31
4	就農等希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方・取組	32
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その 他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	33
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	33

2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	33
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	35
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項.....	35
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	35
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	38
4	利用権設定等促進事業に関する事項	39
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	45
第7	その他	47

I 千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の趣旨

1 基本構想策定の目的

本市農業は、市街地の後背部に広大な優良農地を有し、水田を中心とした土地基盤整備をはじめ生産施設や機械等の近代化など生産基盤の強化を図るとともに、大消費地に近接する恵まれた立地条件を生かし、「新鮮で安全安心な農畜産物を安定的に供給する」という本来的な機能を果たしており、県下でも有数の農業産出額を誇っている。

しかし、近年の経済のグローバル化やデジタル社会の進展、国内外における環境への関心の高まりなど、農業を取り巻く環境は日々変化をしており、農業経営者の減少と高齢化が進展する中、将来の担い手の確保・育成や環境に配慮した生産性の高い農業構造への抜本的改革など、解決しなければならない多くの課題を抱えている。

また、市民生活の変化による食生活の多様化が進み、農畜産物に対する安全志向が高まっていることや農業の持つ豊かな自然環境や景観の維持、保全など、快適な市民生活を維持するための多様な機能に大きな期待が寄せられている。

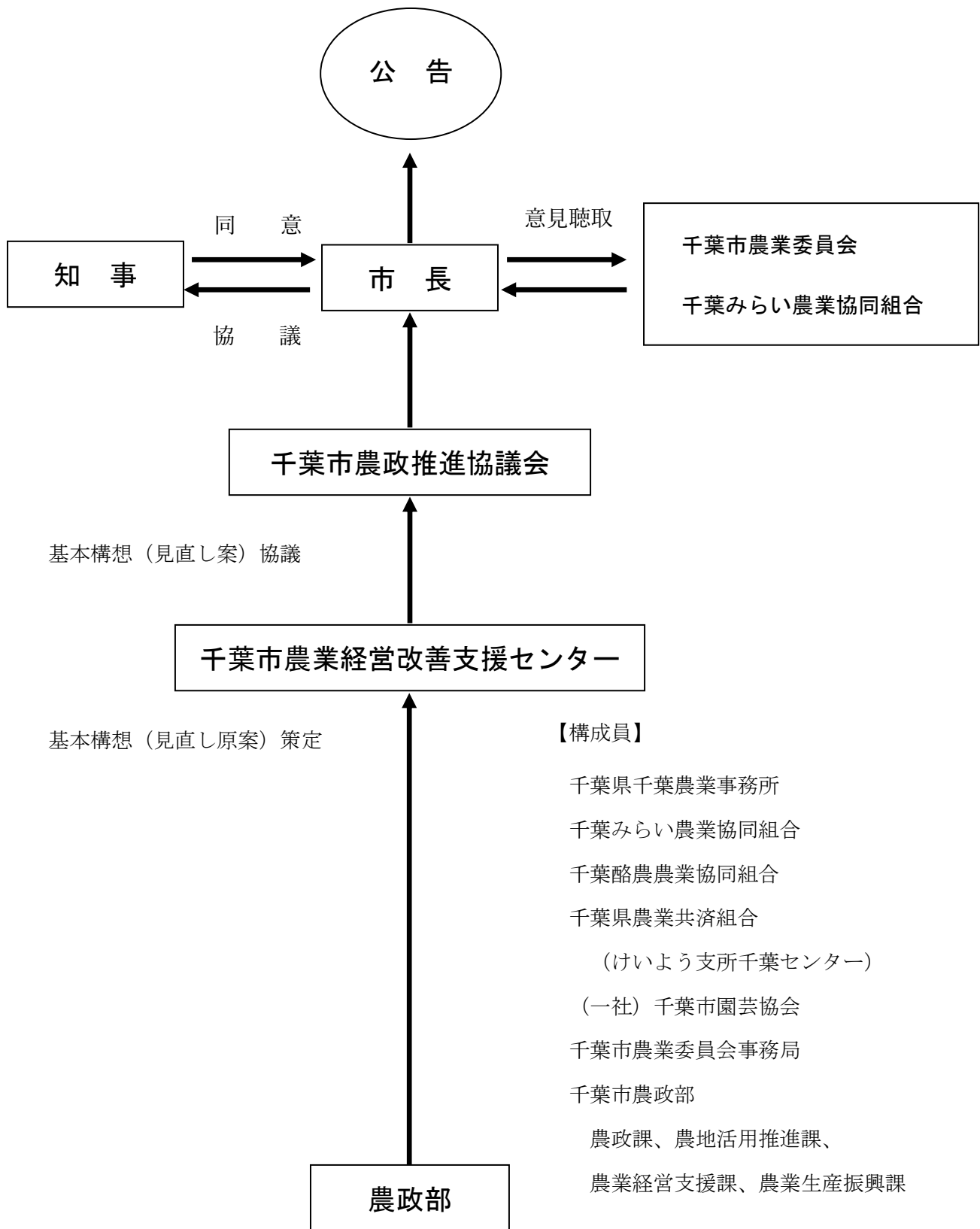
このような状況を踏まえ、本市の立地特性を生かしながら社会経済情勢の変化に対応しうる生産機能と多様な機能のバランスある発展を目指し、効率的かつ安定的な農業経営の目標を定め「産業として自立できる農業の確立」を推進するため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第5条の規定により定められた県基本方針に即し、同法第6条の規定により地域の実情を踏まえた基本構想を策定するものである。

2 基本構想の策定方法及び策定体制

本基本構想の策定に当たっては、農業団体・農業関係機関等の代表者により構成された「千葉市農政推進協議会」を審議機関として審議し、千葉市農業基本計画その他の計画等との整合を図りつつ策定した。

なお、策定のフローは次の通りである。

基本構想の策定体制



基本構想（見直し素案）策定

Ⅱ 基本構想の内容

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業経営基盤の強化の基本的な推進方向

(1) 農業の現状

本市は、東京湾の湾奥部に面し、千葉県ほぼ中央部、東京都心から約 40 km に位置しており、西南部は海岸線に臨んで市街地を形成し、東部・東南部には平坦な丘陵台地が連なる農業地帯となっている。

農業生産の基盤となる、農業経営体数は減少が進んでいる一方、1 経営体あたりの経営耕地面積は増加傾向にある。

経営耕地は、畑地が約 60 % を占める畑作中心であり、野菜をはじめ、米、果樹、畜産など多様な農業生産が行われている。

(2) 農業の課題

ア 農業構造の強化に向けた対応

2020 年農林業センサスの結果によれば、本市の農業経営体数は、2015 年の 1,124 経営体から 2020 年は 911 経営体と直近の 5 年間で約 20 % 減少しており、減少傾向に歯止めがかからない状況。また、基幹的農業従事者についても 2015 年の 1,595 人から 2020 年には 1,262 人と減少傾向にあり、その内 65 歳以上が占める割合は 63.6 % から 71.3 % に増加している。このような農業経営体の減少と高齢化が進展する状況にあつて、優良農地の確保や荒廃農地の発生防止・解消、さらには自然環境や国土の保全、水源のかん養などの農業・農村が持つ多様な機能の持続的な発揮のために、地域農業の中心となる意欲ある担い手の確保・育成を進め、農業構造の強化を図ることが必要である。

イ 農業経営の持続性確保に向けた対応

2020 年農林業センサスの結果によれば、全国的に農業経営体数は減少しているが、農産物販売金額規模が 3,000 万円以上の層では増加していることが明らかになっている。本市においても経営耕地面積を広げ、販売金額を拡大する農業経営体は増加傾向にある。

販売金額の多寡によって農業経営の持続性に差が生じている状況であることから、近年技術の進展が著しいスマート農業技術等の活用や生産した農産物の高付加価値化等により、生産力・販売力の強化を図り、農業経営の持続性を確保する必要がある。

ウ 人口減少や高齢化の進展による集落機能の低下への対応

農村は、農業の本来的機能である食料供給に加え、景観や自然環境の保全等の多様な機能を有し

ており、市民にゆとりや憩い、潤いをもたらしている。

しかしながら、人口減少や高齢化の進展により、生産活動や集落としての機能が低下し、荒廃農地や有害鳥獣等による農作物への被害が拡大しているため、都市と農村の交流や地域の活動に対する支援を通じて、農村の活性化を図っていくことが必要である。

エ スマート農業技術の活用に向けた対応

人口減少社会において、産業競争力の低下や地域社会の活力低下が懸念されており、デジタル技術の活用による変革は重要な課題となっている。

農業分野においても、農作業の省力化や生産スキルの継承、収量の平準化が期待できるスマート農業技術を導入・活用することが効果的であり、普及に向けた支援を進めることが必要である。

オ 自然災害や家畜伝染病への対応

地球温暖化などをはじめとする気候変動の影響による記録的な大雨や台風等の自然災害は、農業の持続性を脅かす重大なリスクとなっている。

令和元年9月9日に本市付近に上陸した台風15号の影響で、県内では最大約64万軒（市内最大約10万軒）が停電したほか、本市では最大瞬間風速が観測史上第1位となる57.5mを記録し、倒木による長期間の停電の発生や断水、通信障害など、市民生活や産業活動の多方面に大きな被害が生じる災害となった。

今後も、気候変動による自然災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、災害に備えたBCP策定の推進や被害状況把握体制の整備等の被害を最小限にとどめるための取組を進める必要がある。

また、近年、千葉県内では高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生し、関東近県では豚熱が発生する等、本市農業の特徴でもある畜産業への影響が懸念される状況であり、家畜伝染病予防に向けた支援を継続的に行う必要がある。

カ 持続可能な食料システムの構築に向けた対応

2015年に、温室効果ガス削減に関する国際的な協定である「パリ協定」が採択されて以降、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策の推進に対する関心は世界的に高まっている。

農林水産分野においても、令和3年5月、国は「みどりの食料システム戦略」を新たに策定し、持続可能な食料システムの構築に向けて、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することを示しており、本市の生産現場においても、国の農政関連の支援を効果的に活用し、環境負荷軽減等の取組を推進することが必要である。

（３）本市農政の施策展開の方向性

ア 農業者と農地等の生産基盤に関する施策展開の方向性

農業の担い手を確保・育成することは、本市農業者の減少に歯止めをかけ、本市農業の持続性を高めていくために、最も効果的と言える。また、本市農業は、首都圏や地元千葉市といっ

た大消費地に出荷しやすい環境にあることに加えて、優良な農地を有していることから、法人の農業分野への参入が相次いでおり、この動きをさらに促進させていく必要がある。

そのため、青年農業者や法人等、新たな担い手の確保や地域の中心的な経営体の育成を目指すとともに、後継者対策等の家族農業経営の支援を行い、農業の担い手の確保・育成を目指す。併せて、担い手が効率的な経営を行うことができるよう、「地域計画」を策定し、将来の地域の農地利用の姿を明確にするとともに、農地中間管理事業等の活用により農地の流動化を促進する。

イ 作る技術と売る技術に関する施策展開の方向性

スマート農業技術等の活用や生産した農産物の高付加価値化等により、生産力・販売力の強化及び農業の成長産業化を図り、農業経営体の持続性を確保することで、農業経営体の減少をくい止める必要がある。

そのため、スマート農業技術や環境負荷軽減に資する農業技術等の活用支援、農業者の技術力の向上、農作物の高付加価値化と販売・PR力の強化等を行い、農業の成長産業化を図る。

ウ 農林業が市民生活に与えるめぐみに関する施策展開の方向性

市民に身近な市街地で農業が営まれるとともに、市民に憩いや潤いを与える豊かな農村・森林を有するという本市の特徴を踏まえ、本市の農業・農村と森林が持つ多様な機能の維持増進と積極的な活用を図り、市民の潤い創出や交流人口の増加など、様々な効果を発揮することを目指す。

2 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標

次代を担う若い世代に引き継げる魅力ある農業を確立するためには、地域の中心となる経営体の規模拡大や意欲ある担い手への農地の集積・集約化、施設整備、雇用労働力の確保、労働条件の改善等を自主的かつ計画的に進め、他産業従事者と同程度の労働時間で、他産業従事者と比較し遜色のない生涯所得を得ることを将来（概ね10年後）の目標とした、経営感覚に優れた経営体を地域の実情に応じて育成しなければならない。

具体的には、年間農業所得、年間労働時間等の目標を概ね次のとおりとし、さらに定期休暇の取得が可能となる優れた農業経営体の育成を図る。

☆年間農業所得 ・ ・ ・ ・ ・ 主たる従事者 1 人当たり 5 2 0 万円程度

☆年間労働時間 ・ ・ ・ ・ ・ 主たる従事者 1 人当たり 1 , 8 0 0 ～ 2 , 0 0 0 時間程度

(注) 「主たる従事者」：農業経営において主体的な役割を担う者

(例) 法人経営における経営者・役員等、家族経営における世帯主

(2) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成方向

効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者に対し、農業経営改善計画の認定及び、認定後の計画達成のための各種支援策を講じて、経営感覚に優れた経営体を育成する。

経営感覚に優れた企業的な経営を実現するために、農畜産物を栽培するだけの「生産者」から農業経営をマネジメントする「経営者」への意識改革を推進する。

「職業として魅力ある農業経営」を実現するため、一戸一法人、組織の法人化等経営の法人化への誘導を図る。

ア 個別経営体の育成方向

(ア) 土地利用型農家の育成

a 水田を中心とした規模拡大農家

販売農家における 1 戸当たりの水田の経営耕地面積は平均 1 5 5 アールで、小規模農家が大半を占めており、農業機械への投資が過剰傾向にある。

そこで、地域単位での機械・施設の導入や農地の集約を進めて、低コスト稲作経営の推進を図るとともに、本市にあった水稻中心の経営による土地利用型農家の育成に努める。

b 畑作を中心とした規模拡大農家

親類縁者による貸借が多く、農地の集団的集積が図られていないため、農業機械の効率的な活用がなされていないのが現状である。

そのため、農地中間管理事業や農地銀行制度の活用により農地の利用調整を行い、農地の集積・集約化を促進することで土地利用型農家の育成に努める。

(イ) 集約型・複合型農家の育成

首都圏への農畜産物の供給基地という恵まれた立地条件を生かし、先端技術や設備の導入と雇用労働力の確保による集約化を進め、周年安定生産体系の確保を図る。

また、他部門との組み合わせによる経営の複合化や、6 次産業化の推進等、地域の特色を生かし経営する農家の育成に努める。

(ウ) 個別経営体の法人化への誘導策

a スマート農業技術を活用した省力化

スマート農業技術等により省力化を図るための制度資金等による支援

b 定期的な研修による栽培技術の向上

千葉県千葉農業事務所（以下「農業事務所」という。）等関係機関の協力を得た技術研修等による技術向上

c 経営管理の向上

農家生活の家計と農業経営の分離、パソコン等を使用した複式簿記による管理能力の向上

d 定期的な休日の確保

他産業並に充実した休日日数の取得

e 給与制の実施

月給制の実施による企業的な経営の実現

f 家族経営協定の締結

家族経営協定の締結により各人の役割分担を明確化するとともに、パートナーシップ型農業経営を実現

g 雇用労働力の確保

農業労働力確保支援事業による支援

イ 組織経営体の育成方向

（ア）農作業受託組織

若葉区・緑区を中心に農作業受託組織としてライスセンター等が12か所設置されており、令和4年度の各ライスセンター全体の受託面積は、約252.4ヘクタールとなっている。これは水田作付面積635ヘクタールの39.7%を占め、市内の稲作農家の大半を占める小規模農家にとっては、必要不可欠な存在となっている。また、野菜を基幹とする農家にとってもこの農作業受託組織は、労働力集中を解消することからも重要な役割を担っている。

今後、集落を単位とする経営体として組織の育成と、体質強化のための広域化等を推進する。

（イ）農業生産組織

現状の生産組織は共同利用組織等が主であるが、個別経営体の生産過程における補強・補完的な組織であり、このような組織形態では、当面の地域農業を維持していくことはできても、将来的に地域農業を担っていくことは困難である。

そこで既存の組織を中心とした、組織の合理化・効率化、農業従事の態様の改善等を進め、組織の経営基盤・体質の強化を推進する。

(ウ) 組織経営体の法人化への育成・誘導策

- a 経営基盤の確立
- b 水稻専作経営から農閑期を活用した畑作農作業の受託
- c 法人化により後継者及び新規就農者等を育成
- d その他個別経営体の誘導策に準ずる

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の確保・育成に関する方向性

2020年農林業センサスの結果によれば、本市の農業経営体数は減少に歯止めがかからず、また、基幹的農業従事者についても高齢化が進行している状況である。そのため、農業の持続性を高め、100年先の未来に農業と食をつなぐためには、将来にわたって、40代以下の青年農業経営者等を安定的かつ計画的に確保・育成していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1)の状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた、新たに農業を営もうとする青年等を年間450人確保するという目標を踏まえ、千葉市においては年間13人の新規就農者（新規参入）の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得を目標とする。

◎年間農業所得・・・・・・主たる従事者1人当たり270万円程度

◎年間労働時間・・・・・・主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度

（注）「主たる従事者」：農業経営において主体的な役割を担う者

（例）法人経営における経営者・役員等、家族経営における世帯主

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、研修の実施、営農計画に対する助言、技術指導、農地のあっせん等、円滑に就農できるよう支援する。

それぞれの事業の実施にあたっては、千葉市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、農地中間管理機構、農業事務所、農業協同組合等と協力し、新たに農業経営を営む青年等を地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へ誘導していく。

4 優良農地を確保するための基本的な方向

(1) 優良農地を確保するための基本的な方向

本市の農業振興地域は、市域の約50%を占めており、食料の安定供給や、多面的機能の発揮の面からも貴重な財産である。そのため、農地関係法令等に基づく適正な管理・指導や、農業生産基盤の整備、農地の集積と作付拡大により、農地利用を促進するとともに、荒廃農地の解消に向けた対策により優良農地の確保と有効利用を推進する。

(2) 土地整備基盤の基本的な方向

大型農業機械の導入や農作物の搬出等を効率化するため、農道の舗装整備を推進し、また、排水路管理作業の軽減や降雨時の溢水を軽減するため、水路のコンクリート構造化を推進する。さらに、北総中央用水等を利用する地域の拡大を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1で示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、千葉市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 効率的かつ安定的な農業経営の指標

(1) 個別経営体

営農類型	主要品目又は 家 畜 名	経 営 規 模				労働力			労 働 時 間				延面積 又は 頭羽数	農 業 粗収入	経 費		農 業 所 得		主たる従事者 1 時間 当り 労働報酬	
		水 田		畑		主たる 従事者	補助 者	主たる 従事者	補助者	主たる 従事者	雇用者	計			10a 当り又は 頭羽数 当り	10a 当り又は 頭羽数 当り	主たる従事者 1 人 当り	10a 当り又は 頭羽数 当り		所得率
		自作地	借入地	自作地	借入地															
		ha	ha	ha	ha	人	人	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	万円	万円	万円	万円	%	円
水稲専作	水稲	2.0	14.0			16.0	1	1.0	1,800	400	1,400	3,600	18.0	1,939	1,394	7	545	3	28%	3,028
露地野菜専作 (ネギ基幹)	ネギ・キャベツ・ハ クサイ			2.3		2.3	1	2.0	2,000	3,200	1,344	6,544	285	2,002	1,200	52	802	35	40%	4,010
露地野菜専作 (春夏ニンジン基幹)	春夏ニンジン・ホウレン ソウ・コマツナ			1.6	1.0	2.6	1	2.0	2,000	4,000	800	6,800	262	1,758	1,237	48	521	20	30%	2,605
露地野菜専作 (秋冬ニンジン基幹)	秋冬ニンジン・落花生・ ショウガ			1.5	1.0	2.5	1	1.0	2,000	1,400	600	4,000	160	1,040	515	21	525	21	50%	2,625
露地野菜専作 (大規模経営)	秋冬ニンジン・ゴボウ・ ヤマトイモ・サツマイモ 他			3.5	14.0	17.5	2	4,000		18,668		22,668	130	7,342	5,436	31	953	5	13%	2,383
軟弱野菜専作 (コマツナ)	コマツナ			1.0	1.0	1	1	2,000		3,050		5,050	126	2,000	1,300	33	700	18	35%	1,386
施設野菜専作 (トマト直売)	トマト			0.2		0.2	1	2,000	2,000			4,000	2,000	1,384	1,384	692	536	268	28%	2,680
施設野菜専作 (イチゴ)	イチゴ			0.36		0.36	1	2,000		6,000		8,000	2,222	1,952	1,952	542	619	172	24%	3,095
施設野菜専作 (イチゴ観光農園)	イチゴ			0.2		0.2	1	1,920		2,480		4,400	2,200	1,431	1,431	716	585	293	29%	3,047
酪農専業	乳用牛			2.5	1.5	4.0	1	2,000	2,640	5,000		9,640	155	9,034	8,532	74	502	12	5.6%	2,510

(2) 組織経営体

水稲専作			42.0			42.0	2	1.0	4,380	1,150	3,000	8,530	10	5,361	3,003	7	1,179	3	22%	2,692
------	--	--	------	--	--	------	---	-----	-------	-------	-------	-------	----	-------	-------	---	-------	---	-----	-------

【個別経営体】

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稻専作	水田 16.0ha 自作地 2.0ha 借入地 14.0ha 作業受託 (主要作業) 4.0ha 労働力 家族 2人 (主たる 従事者1人 補助 1人) 臨時雇用 2人	所得 545万円 労働時間 3,600時間	〈資本装備〉 ・トラクター ・田植機 ・コンバイン ・乾燥機 ・フォークリフト ・畦塗り機 ・作業場 ・トラック ・軽トラック 〈技術内容〉 ・側条施肥田植え ・土壌分析による 効率的な施肥 ・規模にあった機械・ 施設の導入 ・スマート農業機械等 の導入 ・多収品種の導入	・圃場の集約化 ・圃場別生産 管理の記録 ・パソコンの 活用による 経営管理 ・簿記記帳等の 会計処理 ・作業日誌の 記帳と活用 ・補助事業の 活用 ・家族経営協定 の締結	・月給制の 導入 ・計画的な 休日の取得 ・役割分担の 明確化
算 出 の 基 礎					
農業粗収入 1,939万円 － 農業経営費 1,394万円 = 農業所得 545万円					
1 品 目	水稻		6 単位面積当たりの労働時間	18時間/10a	
2 規 模	水稻（主食用米） 12.0ha 水稻（飼料用米） 4.0ha 作業受託 4.0ha (代かき・移植収穫・乾燥調製)		7 総労働時間	3,600時間	
3 生産量	主食用米 518kg/10a 飼料用米 600kg/10a		8 補助者、雇用者の労働時間 補助者 400時間 雇用者 1,400時間		
4 単 価	水稻（主食用米） 183円/kg 水稻（飼料用米） 58円/kg ※交付金 100千円/10a 作業受託 (代かき・移植) 18,370円/10a (収穫・乾燥調製) 47,300円/10a		9 1時間当たりの雇用労賃	1,100円	
5 所得率	28%				

【個別経営体】

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様				
露地野菜専作 (ネギ基幹)	畑 2.3ha 自作地 2.3ha 労働力 家族 3人 (主たる従事者 1人、補助 2人) 臨時雇用 3人	所得 802 万円 労働時間 5,200 時間	〈資本装備〉 ・トラクター ・管理機 ・ネギローター ・ネギ皮むき機 ・ネギ定植機 ・ネギ収穫機 ・予冷库 ・動力噴霧器 ・軽トラック 〈技術内容〉 ・土づくり (緑肥作物の導入) ・適切な輪作体系 ・土壌分析による効率的な施肥 ・機械・施設の導入による効率化	・圃場の集約化 ・圃場区画の拡大 ・圃場別生産管理の記録 ・パソコンの活用による経営管理 ・簿記記帳等の会計処理 ・作業日誌の記帳と活用 ・雇用の導入 ・家族経営協定の締結	・計画的な休日の取得 ・役割分担の明確化				
算 出 の 基 礎									
農業粗収入 － 農業経営費 ＝ 農業所得 2,002 万円 1,200 万円 802 万円									
1 品 目 ネギ・冬キャベツ・ハクサイ			6 単位面積当たりの労働時間		285 時間/10a				
2 規 模 2.3ha			7 総労働時間		6,544 時間				
3 生産量			8 補助者、雇用者の労働時間						
ネギ 48,000 kg (4,000kg/10a)			補助者		3,200 時間				
冬キャベツ 30,000 kg (6,000kg/10a)			雇用者		1,344 時間				
ハクサイ 19,500 kg (6,500kg/10a)									
4 単 価			9 1 時間当たりの雇用労賃		1,000 円				
ネギ 314 円/kg									
冬キャベツ 100 円/kg									
ハクサイ 100 円/kg									
5 所得率 40%									
品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
ネギ	120	48,000	314	47					
冬キャベツ	50	30,000	100	27					
ハクサイ	30	19,500	100	7					
					計	200	96,000		40

【個別経営体】

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様				
露地野菜専作 (春夏ニンジン基幹)	畑 2.6ha 自作地 1.6ha 借入地 1.0ha	所得 521 万円 労働時間 6,800 時間	〈資本装備〉 ・トラクター ・管理機 ・ニンジン収穫機 ・ニンジン洗い機 ・ニンジン選別機 ・予冷库 ・動力噴霧器 ・トラック ・軽トラック 〈技術内容〉 ・土づくり (緑肥作物の導入) ・優良品種の導入 ・適切な輪作体系 ・商品化率の向上 ・土壌分析による効率的な施肥 ・機械・施設の導入による効率化	・パソコンの活用による経営管理 ・簿記記帳等の会計処理 ・作業日誌の記帳と活用 ・雇用の導入	・計画的な休日の取得 ・役割分担の明確化				
	労働力 家族 3 人 (主たる従事者 1 人 補助 2 人) 臨時雇用 1 人								
算 出 の 基 礎									
農業粗収入 ー 農業経営費 = 農業所得 1,758 万円 1,237 万円 521 万円									
1 品 目	春夏ニンジン・秋ホウレンソウ・秋コマツナ		6 単位面積当たりの労働時間	261 時間/10a					
2 規 模	2.6ha		7 総労働時間	6,800 時間					
3 生産量	春夏ニンジン 100,000kg(5,000kg/10a) 秋ホウレンソウ 6,000kg(1,200kg/10a) 秋コマツナ 1,840kg(1,840kg/10a)		8 補助者、雇用の労働時間 補助者 雇用者	4,000 時間 800 時間					
4 単 価	春夏ニンジン 150 円/kg 秋ホウレンソウ 360 円/kg 秋コマツナ 230 円/kg		9 1 時間当たりの雇用労賃	1,000 円					
5 所得率	30%								
品 目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品 目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
春夏ニンジン	200	100,000	150	27					
秋ホウレンソウ	50	6,000	360	50					
秋コマツナ	10	1,840	230	30					
					計	260	107,840		30

【個別経営体】

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地野菜専作 (秋冬ニンジン基幹)	畑 2.5ha 自作地 1.5ha 借入地 1.0ha 労働力 家族 2人 (主たる従事者1人 補助1人) 臨時雇用 1人	所得 525万円 労働時間 4,000時間	〈資本装備〉 ・トラクター ・ニンジン収穫機 ・ニンジン洗い機 ・ニンジン選別機 ・作業場 ・動力噴霧器 ・かんがい施設 ・土壌消毒機 ・トラック ・軽トラック 〈技術内容〉 ・土づくり (緑肥作物の導入) ・優良品種の導入 ・適切な輪作体系 ・商品化率の向上 ・土壌分析による 効率的な施肥	・圃場別生産 管理の記録 ・パソコンの 活用による 経営管理 ・簿記記帳等の 会計処理 ・作業日誌の 記帳と活用 ・作業場の改善	・計画的な 休日の取得 ・役割分担の 明確化

算 出 の 基 礎

農業粗収入　－　農業経営費　＝　農業所得									
1,040 万円					515 万円		525 万円		
1	品　目	秋冬ニンジン・落花生・ラッキョウ			6	単位面積当たりの労働時間		160 時間/10a	
2	規　模	2.5ha			7	総労働時間		4,000 時間	
3	生産量	秋冬ニンジン	67,500kg(4,500kg/10a)		8	補助者、雇用者の労働時間			
		落花生	2,800kg　(350kg/10a)			補助者	1,400 時間		
		ラッキョウ	4,000kg(2,000kg/10a)			雇用者	600 時間		
4	単　価	秋冬ニンジン	120 円/kg		9	1 時間当たりの雇用労賃		1,000 円	
		落花生	480 円/kg						
		ラッキョウ	240 円/kg						
5	所得率	50%							

品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
秋冬ニンジン	150	67,500	120	47					
落花生	80	2,800	480	60					
ラッキョウ	20	4,000	240	69					
					計	250	74,300		50

【個別経営体】

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地野菜専作 (大規模経営)	畑 17.5ha 自作地 3.5ha 借入地 14.0ha 労働力 家族 2人 (主たる従事者2人) 常時雇用 8人 臨時雇用 4人	所得 1,906 万円 労働時間 22,688 時間	〈資本装備〉 ・トラクター ・根菜収穫機 ・ニンジン洗い機 ・ニンジン選別機 ・ブームスプレイヤー ・動力噴霧器 ・パイプハウス ・作業場 ・かんがい施設 ・予冷庫 ・トラック ・軽トラック 〈技術内容〉 ・優良品種の導入 ・土壌分析による効率的な施肥 ・規模にあった機械・施設の導入	・圃場の集約化 ・圃場区画の拡大 ・圃場別生産管理の記録 ・パソコンの活用による経営管理 ・簿記記帳等の会計処理 ・作業日誌の記帳と活用 ・労務管理 ・法人化 ・家族経営協定の締結	・月給制の導入 ・計画的な休日の取得 ・役割分担の明確化

算 出 の 基 礎

農業粗収入		—	農業経営費	=	農業所得
7,342 万円			5,436 万円		1,906 万円
1 品 目	秋冬ニンジン、夏秋ゴボウ、ヤマトイモ、サツマイモ、根ショウガ、冬キャベツ、スイートコーン				5 総労働時間 22,688 時間
2 規 模	17.5ha				6 補助者、雇用者の労働時間 常時雇用者 16,000 時間 臨時雇用者 2,688 時間
3 所得率	26%				7 1時間当たりの雇用労賃 1,000 円
4 単位面積当たりの労働時間	130 時間/10a				

品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
秋冬ニンジン	300	135,000	110	21					
夏秋ゴボウ	300	120,000	110	26					
ヤマトイモ(契)	500	70,000	180	18					
サツマイモ	200	50,000	220	28					
根ショウガ	50	7,500	450	37					
冬キャベツ	200	100,000	100	32					
スイートコーン	200	28,000	300	32					
					計	1,750	510,500		26

【個別経営体】

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
軟弱野菜専作 (コマツナ)	畑 1.0ha パイプハウス 8,000 m ² 借入地 1.0ha 労働力 家族 1人 (主たる従事者1人) 常時雇用 1人 臨時雇用 2人	所得 700 万円 労働時間 5,050 時間	〈資本装備〉 ・パイプハウス ・トラクター ・は種機 ・かん水装置 ・動力噴霧器 ・土壌消毒器 ・予冷库 ・包装機 ・作業場 ・軽トラック 〈技術内容〉 ・土づくり (良質堆肥の確保) ・優良品種の導入 ・土壌分析による 効率的な施肥 ・商品化率の向上 ・周年出荷技術の確立	・パソコンの活用による経営管理 ・簿記記帳等の会計処理 ・作業日誌の記帳と活用 ・作業場の改善 ・出荷調製作業の効率化 ・出荷データの活用 ・研修による栽培技術の向上 ・雇用の導入	・計画的な休日 ・役割分担の明確化

算 出 の 基 礎

農業粗収入			－	農業経営費		=	農業所得	
2,000 万円				1,300 万円			700 万円	
1	品 目	コマツナ		6	単位面積当たりの労働時間		126 時間/10a	
2	規 模	4.0ha (パイプハウス：80a×5 回転)		7	総労働時間		5,050 時間	
3	生産量	80,000kg (2,000kg/10a)		8	補助者、雇用者の労働時間			
					常時雇用者		1,920 時間	
					臨時雇用者		1,130 時間	
4	単 価	250 円/kg (契約出荷)		9	1 時間当たりの雇用労賃		1,000 円	
5	所得率	35%						

品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
コマツナ(契)	400	80,000	250	35					
					計	400	80,000	250	35

【個別経営体】

営農類型	規模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様				
施設野菜 専作 （トマト （ハウス 促成養液 栽培）直 売）	パイプハウス 2,000 m ² 自作地 2,000 m ² 労働力 家族 3人 （主たる従事者 1人 補助2人）	所得 536 万円 労働時間 4,000 時間	〈資本装備〉 ・パイプハウス ・動力噴霧器 ・養液栽培装置 ・炭酸ガス発生装置 ・暖房機 ・作業場 ・軽トラック 〈技術内容〉 ・優良品種の導入 ・養液による適正な 肥培管理	・生産管理の 記録 ・パソコンの 活用による 経営管理 ・簿記記帳等の 会計処理 ・作業日誌の 記帳と活用 ・SNS 等を活用 した販売促進 ・家族経営協定 の締結	・月給制の 導入 ・計画的な 休日 ・役割分担の 明確化				
算 出 の 基 礎									
農業粗収入 － 農業経営費 ＝ 農業所得 1,920 万円 1,384 万円 536 万円									
1 品 目 トマト（ハウス促成養液栽培）			6 単位面積当たりの労働時間 2,000 時間／10a						
2 規 模 2,000 m ²			7 総労働時間 4,000 時間						
3 生産量 32,000kg（16,000kg/10a）			8 補助者、雇用者の労働時間 補助者 2,000 時間						
4 単 価 600 円/kg									
5 所得率 28%									
品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
トマト（ハウ ス促成養液栽 培）	20	32,000	600	28					
					計	20	32,000	600	28

【個別経営体】

営農類型	規模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様				
施設野菜 専作 (イチゴ)	パイプハウス (本圃) 3,600 m ² パイプハウス (育苗) 540 m ² 借入地 4,140 m ² 労働力 家族 1 人 (主たる従事者 1 人) 臨時雇用 5 人	所得 619 万円 労働時間 8,000 時間	〈資本装備〉 ・パイプハウス (本圃) ・パイプハウス (育苗) ・高設栽培装置 ・暖房機 ・育苗システム ・予冷库 ・動力噴霧器 ・作業場 ・軽トラック 〈技術内容〉 ・養液による適正な 肥培管理	・パソコンの 活用による 経営管理 ・簿記記帳等 の会計処理 ・作業日誌の 記帳と活用 ・直売を主体 とした販売 ・収穫量が増 加する春季 に観光農園 として経営 ・6次産業化	・月給制の導入 ・計画的な休日 の取得 ・従業員の技術 力向上のため の研修				
算 出 の 基 礎									
農業粗収入 ― 農業経営費 = 農業所得 2,571 万円 1,952 万円 619 万円									
1 品 目 イチゴ			6 単位面積当たりの労働時間 2,222 時間/10a						
2 規 模 3,600 m ²			7 総労働時間 8,000 時間						
3 生産量 12,960kg (3,600kg/10a)			8 補助者、雇用者の労働時間 雇用者 6,000 時間						
4 単 価 直売 1,950 円/kg 観光 2,500 円/kg (2,200 人集客、1 人当たり 900g 消費) 加工 1,000 円/kg			9 1 時間当たりの雇用労賃 1,000 円						
5 所得率 24%									
品 目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品 目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
イチゴ (直売)	36	9,980	1,980	24					
イチゴ (観光)		1,980	2,500	25					
イチゴ (加工)		1,000	1,000	12					
					計	36	12,960		24

【個別経営体】

営農類型	規模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様				
施設野菜 専作 (イチゴ 観光農園)	パイプハウス (本圃) 2,000 m ² パイプハウス (育苗) 200 m ² 借入地 2,200 m ² 労働力 家族 1 人 (主たる従事 者1人) 臨時雇用 4 人	所得 585 万円 労働時間 4,400 時間	〈資本装備〉 ・パイプハウス (本圃) ・パイプハウス (育苗) ・高設栽培装置 ・暖房機 ・ヒートポンプ ・育苗システム ・直売所 ・動力噴霧器 ・作業場 ・統合環境制御 ・炭酸ガス発生装置 ・軽トラ 〈技術内容〉 ・養液による適正な 肥培管理 ・統合環境制御による 栽培管理 ・炭酸ガス発生装置に よる生産量の増加 ・ヒートポンプを活用 した燃油削減型の 施設栽培	・インターネット を活用した 観光農園の 運営 ・簿記記帳等の 会計処理 ・パソコンに よる作業管理 の記録と活用 ・観光農園を主 体とした経営	・計画的な 休日の取得				
算 出 の 基 礎									
農業粗収入 ー 農業経営費 = 農業所得 2,016 万円 1,431 万円 585 万円									
1 品 目 イチゴ	6 単位面積当たりの労働時間 2,200 時間／10a								
2 規 模 2,000 m ²	7 総労働時間 4,400 時間								
3 生産量 8,400kg (4,200kg/10a)	8 補助者、雇用者の労働時間 雇用者 2,480 時間								
4 単 価 観光 3,000 円/kg (5,600 人集客、1 人当たり 900 g 消費) 直売・加工 1,500 円/kg	9 1 時間当たりの雇用労賃 1,000 円								
5 所得率 29%									
品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
イチゴ(観光)	12	5,040	3,000	31					
イチゴ(直売・ 加工)	8	3,360	1,500	24					
					計	20	8,400		29

【個別経営体】

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
酪農専業	乳用牛 経産牛 62 頭 育成牛 6 頭 飼料畑 4.0ha 自作地 2.5ha 借入地 1.5ha 労働力 家族 3 人 (主たる従事者 1 人 補助 2 人) 常時雇用 1 人 臨時雇用 5 人	所得 502 万円 労働時間 9,640 時間	〈資本装備〉 ・牛舎 ・堆肥舎 ・発酵処理施設 ・自動給餌機 ・トラクター ・バルククーラー ・ミルクカー ・バークリーナー ・ホイールローダー ・は種機 ・ハーベスター ・プラウ、ロータリー ・発電機 ・ダンプトラック 〈技術内容〉 ・飼育管理の充実 ・環境衛生の推進 ・生産コストの軽減 ・暑熱対策技術	・自給飼料の活用 ・パソコンの活用による経営管理 ・簿記記帳等の会計処理 ・家族経営協定の締結	・計画的な休日の取得 ・役割分担の明確化 ・ヘルパー制度の活用
算 出 の 基 礎					
農業粗収入 ー 農業経営費 = 農業所得 9,034 万円 8,532 万円 502 万円					
1 品 目 生乳	6 経産牛 1 頭当たりの労働時間 155 時間/頭				
2 規 模 経産牛 62 頭 育成牛 6 頭	7 総労働時間 9,640 時間				
3 生産量 620,000kg (経産牛 1 頭当たり 10,000kg)	8 補助者、雇用者の労働時間				
	補助者				2,640 時間
	常時雇用者				1,800 時間
4 単 価 122 円/kg	臨時雇用者				3,200 時間
5 所得率 5.6%	9 1 時間当たりの雇用労賃 1,100 円				

【組織経営体】

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稻専作	水田 42.0ha 借入地 42.0ha 作業受託 (主要作業) 45.0ha 労働力 主たる従事者2人 補助1人 臨時雇用3人	所得 2,358万円 労働時間 8,530時間	〈資本装備〉 ・トラクター ・田植機 ・コンバイン ・乾燥機 ・育苗ハウス ・倉庫 ・平積トラック ・フォークリフト ・畦塗り機 ・肥料散布機 ・草刈機 ・パワーショベル ・プラウ ・農薬散布ドローン ・トラック 〈技術内容〉 ・稚苗移植栽培 ・側条施肥田植え ・土壌分析による効率的な施肥 ・規模にあった機械・施設の導入 ・スマート農業機器等の導入 ・多収品種の導入	・圃場の集約化 ・圃場別生産管理の記録 ・パソコンの活用による経営管理 ・簿記記帳等の会計処理 ・作業日誌の記帳と活用 ・補助事業の活用 ・圃場管理システム等スマート農業の実践	・就業規則の整備 ・月給制の導入 ・計画的な休日の取得 ・作業分担の明確化 ・各種保険への加入
算 出 の 基 礎					
農業粗収入 ー 農業経営費 = 農業所得 5,361万円 3,003万円 2,358万円					
1 品 目	水稻		5 所得率	44%	
2 規 模	水稻 25.0ha 飼料米等 17.0ha 作業受託 45.0ha (代かき・移植、収穫・乾燥調製)		6 単位面積当たりの労働時間	10時間/10a	
			7 総労働時間	8,530時間	
3 生産量	主食用米 129,500kg (518kg/10a) 飼料用米等 102,000kg (600kg/10a)		8 補助者、雇用者の労働時間		
			補助者	1,150時間	
			雇用者	3,000時間	
4 単 価	主食用米 183円/kg 飼料用米等 58円/kg ※交付金 100千円/10a 作業受託 (代かき・移植〔苗込み〕) 34,870円/10a (収穫・乾燥調製) 47,300円/10a				

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1で示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に千葉市で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

(1) 個別経営体

営農類型	主要品目又は 家畜名	経営規模				労働力				労働				時間		延面積 又は 頭羽数	農業 粗収入	経費		農業所得		主たる従事者 1時間当り 労働報酬 円	
		水田		畑		計	主たる 従事者	補助	主たる 従事者	補助者	雇用者	計	10a当り又は 頭羽数当り	10a当り又は 主たる従事者 1人当り	10a当り又は 頭羽数当り			所得率					
		自作地	借入地	自作地	借入地																		
																			ha	ha	ha		ha
露地野菜専作 (ネギ基幹)	ネギ・キャベツ・ハ クサイ				1.20	1.20	ha	人	人	時間	2,000	2,000	500	時間	375	1.20	810	546	46	264	22	33%	1,320
露地野菜専作 (秋冬ニンジン基幹)	秋冬ニンジン・落 花生・ラッキョウ				1.50	1.50		1	1.0	1,800	1,400		3,200	213	1.50	496	245	16	251	17	51%	1,394	
施設野菜専作 (トマト直売)	トマト				1.50	1.50		1	1.0	2,000	1,500		3,500	233	1.50	1,154	899	60	255	17	22%	1,275	
施設野菜専作 (イチゴ観光農園)	イチゴ				0.20	0.20		1	1.0	2,000	2,000	400	4,400	2,200	0.20	1,474	1,202	601	272	136	18%	1,360	

【個別経営体】

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様				
露地野菜専作 (ネギ基幹)	畑 1.2ha 借入地 1.2ha 労働力 家族 2人 (主たる従事者1人 補助1人) 臨時雇用 1人	所得 264 万円 労働時間 4,500 時間	〈資本装備〉 ・トラクター ・管理機 ・ネギローター ・ネギ皮むき機 ・ネギ定植機 ・ネギ収穫機 ・予冷库 ・動力噴霧器 ・作業場 ・軽トラック 〈技術内容〉 ・土づくり (緑肥作物の導入) ・適切な輪作体系 ・土壌分析による効率的な施肥 ・機械・施設の導入による効率化	・圃場の集約化 ・圃場区画の拡大 ・圃場別生産管理の記録 ・パソコンの活用による経営管理 ・簿記記帳等の会計処理 ・作業日誌の記帳と活用 ・臨時雇用の導入 ・新規就農者向け補助事業の活用 ・家族経営協定の締結	・計画的な休日 ・役割分担の明確化				
算 出 の 基 礎									
農業粗収入 810 万円 農業経営費 546 万円 農業所得 264 万円									
1 品 目	ネギ・冬キャベツ・ハクサイ			6 単位面積当たりの労働時間	375 時間/10a				
2 規 模	1.2ha			7 総労働時間	4,500 時間				
3 生産量	ネギ	19,440kg (2,700kg/10a)	8 補助者、雇用者の労働時間	補助者	2,000 時間				
	冬キャベツ	16,200kg (5,400kg/10a)		雇用者	500 時間				
	ハクサイ	9,720kg (5,400kg/10a)							
4 単 価	ネギ	270 円/kg	9 1 時間当たりの雇用労賃	1,000 円					
	冬キャベツ	110 円/kg							
	ハクサイ	110 円/kg							
5 所得率	33%								
品 目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品 目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
ネギ	72	19,440	270	29					
冬キャベツ	30	16,200	110	44					
ハクサイ	18	9,720	110	29					
					計	120	45,360		33

【個別経営体】

営農類型	規模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様				
露地野菜 専作 (秋冬 ニンジン 基幹)	畑 1.5ha 借入地 1.5ha 労働力 家族 2人 (主たる従事者1 人 補助1人)	所得 251万円 労働時間 3,200時間	〈資本装備〉 ・トラクター ・ニンジン収穫機 ・ニンジン洗い機 ・ニンジン選別機 ・作業場 ・動力噴霧器 ・かんがい施設 ・土壌消毒機 ・トラック ・軽トラック 〈技術内容〉 ・土づくり (緑肥作物の導入) ・優良品種の導入 ・適切な輪作体系 ・商品化率の向上 ・土壌分析による 効率的な施肥	・圃場別生産 管理の記録 ・パソコンの 活用による 経営管理 ・簿記記帳等の 会計処理 ・作業日誌の 記帳と活用 ・作業場の改善 ・新規就農者 向け補助事業 の活用 ・家族経営協定 の締結	・計画的な 休日の取得 ・役割分担の 明確化				
算 出 の 基 礎									
農業粗収入 － 農業経営費 ＝ 農業所得 496万円 245万円 251万円									
1 品 目	秋冬ニンジン・落花生・ラッキョウ			6 単位面積当たりの労働時間	160時間/10a				
2 規 模	1.5ha			7 総労働時間	3,200時間				
3 生産量	秋冬ニンジン 40,500kg(4,050kg/10a) 落花生 1,260kg (315kg/10a) ラッキョウ 1,800kg(1,800kg/10a)			8 補助者の労働時間	1,400時間				
4 単 価	秋冬ニンジン 100円/kg 落花生 440円/kg ラッキョウ 200円/kg								
5 所得率	51%								
品 目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品 目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
秋冬ニンジン	100	40,500	100	48					
落花生	40	1,260	440	61					
ラッキョウ	10	1,800	200	69					
					計	150	43,560		51

【個別経営体】

営農類型	規模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様				
施設野菜 専作 （トマト （ハウス 促成養液 栽培）直 売）	パイプハウス 1,500 m ² 借入地 1,500 m ² 労働力 家族 2人 （主たる従事者 1人 補助1人）	所得 255 万円 労働時間 3,500 時間	〈資本装備〉 ・パイプハウス ・動力噴霧器 ・養液栽培装置 ・炭酸ガス発生装置 ・暖房機 ・作業場 ・軽トラック 〈技術内容〉 ・優良品種の導入 ・養液による適正な肥培 管理	・生産管理の 記録 ・パソコンの 活用による 経営管理 ・簿記記帳等の 会計処理 ・作業日誌の 記帳と活用 ・SNS 等を活用 した販売促進 ・新規就農者 向け補助事業 の活用	・月給制の 導入 ・計画的な 休日の取得 ・役割分担の 明確化				
算 出 の 基 礎									
農業粗収益 ー 農業経営費 = 農業所得 1,154 万円 899 万円 255 万円									
1 品 目 トマト（ハウス促成養液栽培）			6 単位面積当たりの労働時間 2,000 時間／10a						
2 規 模 1,500 m ²			7 総労働時間 3,500 時間						
3 生産量 21,375kg（14,250kg/10a）			8 補助者の労働時間 1,500 時間						
4 単 価 540 円/kg									
5 所得率 22%									
品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
トマト（ハウ ス促成養液栽 培）	15	21,375	540	22					
					計	15	21,375	540	22

【個別経営体】

営農類型	規模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様				
施設野菜 専作 （イチゴ 観光農園）	パイプハウス （本圃） 2,000 m ² パイプハウス （育苗） 200 m ² 借入地 2,200 m ² 労働力 家族2人 （主たる従事者1 人 補助1人） 臨時雇用 1人	所得 272万円 労働時間 4,400時間	〈資本装備〉 ・パイプハウス ・高設栽培装置 ・直売所 ・動力噴霧器 ・作業場 ・統合環境制御 ・育苗システム ・炭酸ガス発生装置 ・暖房機 ・軽トラ 〈技術内容〉 ・養液による適正な肥培 管理 ・統合環境制御による栽 培管理	・パソコンの 活用による 経営管理 ・簿記記帳等の 会計処理 ・パソコンに よる作業管理 の記録と活用 ・観光農園を主 体とした経営 ・インターネッ トを活用した 観光農園の運 営 ・新規就農者向 け補助事業の 活用	・月給制の 導入 ・計画的な 休日の取得 ・役割分担の 明確化				
算 出 の 基 礎									
農業粗収益 ー 農業経営費 = 農業所得 1,474万円 1,202万円 272万円									
1 品 目 イチゴ			6 単位面積当たりの労働時間 2,000時間／10a						
2 規 模 2,000 m ²			7 総労働時間 4,400時間						
3 生産量 5,950kg（3,612kg/10a）			8 補助者、雇用者の労働時間 補助者 2,000時間 雇用者 400時間						
4 単 価 観光 2,550円/kg （3,300人集客、1人当たり900g消費） 直売・加工 1,275円/kg			9 1時間当たりの雇用労賃 1,000円						
5 所得率 18%									
品 目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品 目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
イチゴ（観光）	12	4,334	2,550	19					
イチゴ（直売・ 加工）	8	2,890	1,275	15					
					計	20	7,224		18

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

(1) 確保及び育成する農業を担う者の対象の考え方

本市農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用を推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入や、ヘルパー制度への支援、農業労働力の確保支援等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、研修の実施等の支援を行う。

(2) 支援施策の方向性

ア 農地の流動化に係わる支援

新たに本市に参入する農業法人や規模拡大を目指す農業者等が円滑に優良な農地を確保し、効率的な経営を行うことができるよう、農地中間管理事業や農地銀行制度の活用により、農地利用のマッチングを図るとともに、地域計画において、これらの者を地域の中心となる担い手と位置付けることにより、農地の集積を促進する。

イ 農作業受委託の推進

農地の有効利用を促進するため、地域営農集団・受託者組織の育成を推進し、安定的な収入の確保及び地域経済の活性化・地域農業後継者の確保を図る。

また、ライスセンターの強化による農作業受託を推進するため、千葉市米麦管理組合連絡会議を通じて、指導、育成等、連絡調整を行う。

ウ 資金融資に係わる支援

農業制度資金の効率的活用を推進し、経営改善を支援するため、農業協同組合等民間金融機関の融資する資金により施設等の整備を行う際に、農業者の負担を軽減するため利子補給を実施する。

エ 雇用労働力の確保に係わる支援

規模拡大や新規参入等に伴い労働者を新たに雇用する農業者に対し、人材募集に係る費用の支援を行う。

オ 農業経営体間の連携に係わる支援

都市化の進展に伴う地域住民との関わりを良好に保ち、農業経営を継続するためには、家畜糞尿の適正な管理と利用を促進する必要がある。これらを踏まえ、畜産農家が個々に整備した施設から生産される堆肥の有効利用を推進するため、耕種農家に対し家畜堆肥の情報を提供する。

カ 農業経営体の資質の向上に係わる支援

地域の中心的な経営体を育成するため、関係機関との連携により、経営技術、販売・加工などをテーマとする講座を開催し、資質の向上を図る。

また、農業経営改善支援センターにおいて、関係機関及び農業団体の協力を得て農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は、今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化など、農業経営の改善について指導及び研修会等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間の了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

キ 新たな担い手の確保・育成に係わる支援

農業後継者や新規就農者に対し、就農の促進と定着化を図るための支援体制を確立するとともに、就農しやすい環境の整備を推進する。

また、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための支援事業を活用する。

(ア) 農業後継者の育成

農業を持続するため、農業後継者に対し、研修を行い、育成する。

(イ) 新規就農者の育成

新たな担い手を確保・育成するため、新規就農者に対し、研修や営農指導等を行う。

ク その他の支援

(ア) 都市と農村の交流促進

都市部と農村部の交流を促進し、地域の農業振興と活性化を図るため都市住民との交流の場として地域資源を積極的に活用して地域の魅力を発信するとともに、市民農園や体験農園、観光農園などの農を知る・学ぶ機会や農業を体験する機会を通じ、都市住民の農業への理解醸成を促進する。

(イ) 快適な農村環境の整備

農村地域における自然環境に配慮し、親水施設の機能を維持することで、豊かでうるおいのある快適な農村環境の確保に努める。

2 市内の関係機関との役割分担・連携の考え方

本市は、千葉県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

就農に向けた情報提供及び就農相談については、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、技術や経営ノウハウについての習得については千葉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、農業事務所、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

3 市が主体的に行う就農等促進のための取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等の情報提供、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面まで、様々な内容の相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートは、本市が主体となって、就農準備会、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携して実施する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等、国や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

4 就農等希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方・取組

本市は、農業事務所及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び千葉県農業者総合支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、市域内において後継者がいない場合は、県及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関へ情報提供するとともに、関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地 域	予想農用地面積 (A)	利用集積の目標 面積 (B)	目標シェア (B/A × 100)
千葉市	3, 300 h a	927 h a	28%

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。

(注) 2 目標年次は概ね10年後とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市における農用地の利用状況は、水田については利用集積が進んでいるものの、畑については依然として分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成を図るとともに、意欲ある認定農業者、法人への農地の利用集積・集約を促進するための施策・事業の実施を図っていく。

(3) 具体的な取組の内容

新たに本市に参入する農業法人や規模拡大を目指す農業者等が円滑に優良な農地を確保し、効率的な経営を行うことができるよう、農地中間管理事業や農地銀行制度の活用により、農地利用のマッチングを図るとともに、地域計画において、これらの者を地域の中心となる担い手と位置付けることにより、農地の集積を促進する。

(4) 関係団体等との連携体制

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の設置方法等については、関係者と調整の上、地域の実情に即した内容とする。

協議の場の開催に際しては、可能な限り幅広い農業者の参画を図るものとする。

参加者は、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うものとする。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定するものとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図るものとする。

また、地域計画の策定に際しては、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施するものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び、農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を千葉市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
 - オ 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示場への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、その他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進

措置との連携の強化

- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 利用権設定等促進事業に関する事項

(附則第5条により令和7年3月31日まで実施)

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは改正前の法第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が改正前の法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 千葉市への確約書の提出や千葉市との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行いかつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

(3) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の３０日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(4) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、千葉市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５２条第１項又は第８９条の２第１項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、（４）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の９０日前までに申し出るものとする。

(5) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(4)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(4)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(6) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用賃借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の 移転の時期、移転の対価及び

（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

（ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

（イ）原状回復の費用の負担者

（ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

（エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

（オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（７）同 意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得られていれば足りるものとする。

（８）公 告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(9) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(10) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(11) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(12) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた

(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められる

にもかかわらず、これらの権利を設定した者が改正前の法第18条第2項第6号の規定に基づき賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

なお、「農用地を適正に利用していない」とは次に掲げる場合等をいう。

(ア) 農地法第4条第1項又は同法第5条第1項の規定に違反して賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地を農用地以外のものになっている場合

(イ) 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地を同法第32条第1項第1号に該当するものになっている場合

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を千葉市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、改正前の法第18条第2項第6号の規定に基づき賃借権等が解除された場合又は②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業の実施等）の働きかけ等を行う。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、強い農業づくり総合支援交付金等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営体の育成に資するよう努める。

イ 本市は、農業経営基盤強化資金等、制度資金の有効的な活用により、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

ウ 本市は、農業経営の安定化を図るため、国営北総中央用水土地改良事業の用水を利用することで、安定的な水源の確保と地下水からの水源転換を行うとともに、利用地域の拡大を推進する。

エ 本市は、都市住民との交流を促進するため、いずみグリーンビレッジ事業等により、地域の農業振興と活性化を図る。

オ 本市は、地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、千葉市は、このような協力の推進に配慮する。

第 7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和 5 年 月 日から施行する。

別紙 1（第 6 の 4（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、改正前の法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・改正前の法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （2）農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙 2（第 6 の 4（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 存続期間は 3 年以上（農業者年金制度関連の場合は 10 年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年以上とすることが相当でないと認められる場合には、3 年以上と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。 2 1 の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、千葉市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

協 定 書

千葉市（以下「甲」という。）、〇〇【農地等の貸付主体の名称】（以下「乙」という。）及び△△【農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第2項第6号に規定する者】（以下「丙」という。）は、農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）について、丙が乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（耕作又は養畜の事業の内容並びに農地等の所在及び面積）

第1条 丙は、乙から次表の左欄に掲げる内容の耕作又は養畜の事業について、それぞれ乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けることとなる同表の右欄に掲げる農地等において行うものとする。

耕作又は養畜の事業の内容	左の事業を行う農地等の所在及び面積

2 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている農地等（以下「貸付農地等」という。）の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

（地域の農業における丙の役割分担）

第2条 丙は、当該地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。

2 丙は、貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めに遵守するものとする。

3 丙が法人である場合には、前2項の役割を担うため、法人の業務を執行する役員のうち、1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事するものとする。

(協定の実施状況等についての報告に関する事項)

第3条 丙は、甲に対して、耕作又は養畜の事業に供した貸付農地等で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、貸付農地等の利用状況について、甲が別途指定する様式に従い、毎事業年度終了後3ヶ月以内に報告するものとする。

2 丙は、第1条、第2条各項及び第2条第1項のすべて又はいずれかの定めに抵触する又は抵触する恐れが生じることとなった場合は、速やかに甲にその旨連絡するものとする。

3 丙から前項の連絡を受けた甲は、乙の実行できない事情を調査し、その事情に応じた対応策を一定期間内に講じることを乙に指示するものとする。

(実地調査)

第4条 甲は乙の協力を得て、丙が貸付農地等において行う耕作又は養畜の事業の実施状況を確認するため、必要に応じ実地の調査、その他農業委員会からの聞き取り等による調査を行うものとする。

2 甲は、前項の調査により丙が第1条、第2条及び第3条（第3項を除く。）の定めに違反していると認めた場合は、第3条第3項に準じて丙に対応策を指示するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第5条 丙が第3条第3項及び第4条第2項の定めによる甲の指示に従わず、貸付農地等の全部又は一部について適正に耕作又は養畜の事業の用に供していない、又は丙が破産手続開始の決定を受ける場合（丙が法人である場合は、破産手続開始の決定を受けて解散する場合）など、貸付農地等について、耕作又は養畜の事業の用に供することができなくなることが明らかであると認めた場合は、その全部又は一部についての賃貸借又は使用貸借を解除するものとする。

2 乙は、前項により賃貸借又は使用貸借を解除するときは、甲と協議するものとする。

3 乙は、第1項の解除に当たっては、丙に解除の理由及び解除の日（引渡しの日）等を明らかにした書面で通知するとともに、その写しを甲及び農業委員会に送付するものとする。

（原状回復）

第6条 丙は、前条の定めによる貸貸借又は使用貸借に係る契約が解除された場合は、自己の負担で、直ちにこれらの土地を原状に回復して、乙に返還しなければならない。

（損害賠償）

第7条 乙は、第6条の定めによる原状回復がなされない場合は、原状回復に係る費用を丙に請求するものとする。

（貸借期間中の中途の契約終了における違約金の支払い）

第8条 貸借期間中に貸貸借又は使用貸借を解除する場合の違約金の支払いについては、第5条第1項に定める場合を除き、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

（管轄裁判所）

第9条 この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義が生じた場合の決定等）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙は、本協定の締結の証として本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上それぞれその1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長

乙 所在地

名称

代表者名

丙 所在地

名称

代表者名

千葉市経済農政局農政部

令和 5 年 9 月

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

電 話 043(245)5757 F A X 043(245)5884